

## EU:中国製電動自転車へのアンチダンピング税の暫定措置を適用

欧州(EU)委員会は、中国から輸入されている電動自転車に対するアンチダンピング(AD)調査の着手開始を2017年10月20日付EU官報(No. C353)にて公告し、正式なAD措置(確定課税)は公告後、最長15か月間以内に最終決定される。

しかしながら、現在調査中の段階でEU委員会は、当該輸入品のダンピングにより域内産業が被害を受けていると早期に判断し、詳細な調査内容を添えて中国製電動自転車にAD税の暫定措置を適用する2018年7月17日付「委員会実施規則(EU)2018/1012」を同年7月18日付EU官報(No. L181)にて公告した。

一般的にAD税の暫定適用は調査開始から60日間以上、経過している必要があり、その暫定措置は最長9か月間までである。今回の暫定AD課税は本公告後、25日以内に有効となり、対象となる各企業の暫定課税率は以下の表のとおりである。

なお、今回の調査内容、公告記載の協力企業名の詳細は下記出所先より参照願いたい。

表：中国製電動自転車に対する暫定AD税率

企業名	暫定税率
Bodo Vehicle Group Co., Ltd	77.6%
Giant Electric Vehicle (Kunshan) Co., Ltd	27.5%
Jinhua Vision Industry Co., Ltd and Yongkang Hulong Electric Vehicle Co., Ltd	21.8%
Suzhou Rununion Motivity Co., Ltd	83.6%
本公告に掲載された、調査に協力的な輸出を行う製造業者	37.0%
その他すべての企業	83.6%

以上

出所：2018年7月18日付EU官報(No. L181)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2018:181:TOC>